

調達価格等算定委員会（第103回） 議事要旨

○日時

令和7年3月21日（金）15:05～16:08

○場所

オンライン会議

○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

○事務局

日暮新エネルギー課長

○議題

・再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

○議事要旨

・再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について

委員

- ・ 投資の完遂は重要だが、他の発電方法との発電コストの比較が不可欠。洋上風力発電のような大規模投資であっても一度決めたことをもって、コストの上振れ分全てを追加支援してまで完遂すべきとは必ずしも言えない。
- ・ エネルギー基本計画等を踏まえると、西海市の28円のような当初の支援水準が高い事業においてコストの上振れが生じた場合、より安価に事業実施が可能な太陽光などにシフトすべき。
- ・ すべての案件について一律に40%の価格調整対象とすべきなのか、割合に対する上限だけでなく、絶対値にも一定の価格水準で上限を設けるべき。
- ・ 事業者にとっても、運転開始の遅れによる保証金の没収や、占有期間の短縮等、着工を遅らせることでコストが生じ得ることは理解しているが、着工済みの案件が価格調整スキームの適用対象外となるのであれば、インフレが予測されるような状況において、着工を遅らせるインセンティブが働かないか懸念。
- ・ 事前説明と異なるが、今回議論対象の海域については、仮に40%の価格調整を適用したとしても、公募時の上限価格に達しないことから、40%の上限を適用するものと理解。
- ・ 海域ごと、落札価格と価格調整後の価格を一覧に示すべき。保証金についても総額で示すべき。
- ・ 公募時の上限価格に達しないのであれば、一定程度合理性があるのではないか。
- ・ 今回の上限価格引き上げは、昨今のインフレ等を踏まえるとやむを得ない部分もあると思うが、入札の公平性等、価格水準だけでなく、公募制度全体で慎重な検討と丁寧な説明が必要ではないか。
- ・ 今回議論対象とされている海域について、全て価格調整の上限比率を40%とすることについては、国民負担

に中立的な形で事業実施の確実性を高める観点から慎重な検討が必要ではないか。

- ・ 西海市は22.18円で落札されており、第2ラウンドの他の案件が3円という水準であるのに対して、40%の価格調整を適用することについては、公募時の上限価格に達しなかったとしても、他の事業との価格差を考えたときに、国民負担に中立的と言えるか大変疑問。
- ・ 長崎県の西海市が許容可能は境界事例であり、安易な前例とすべきではない。
- ・ 西海市の29円を今後のベンチマークとして考えると、今後の支援水準として、29円を上限とすべきというのは一つの考えだが、今後上限価格の設定に当たっては、価格調整後の水準も踏まえて検討すべきであり、安易に上限価格を高く設定すべきではない。
- ・ 上限価格近傍での落札が生じることを考えると、今後23円を超えるような入札は認めるべきではない。十数円程度で実施できる海域があることを踏まえると、二十円を超えるような案件はコストが低減してから公募対象とすべき。
- ・ 適切な価格水準を設定しなければ再エネの導入が停滞してしまうが、過大な国民負担となってはならず、一度支援を決定したとしても、非効率案件を支援すべきではない。地盤等の条件が悪い海域については支援対象として認めるべきではない。

事務局

- ・ 価格調整スキームは、国民負担の抑制を前提としつつも、投資期間が長期かつ大規模となる投資の完遂を図るための環境整備の一環として制度を措置するものであり、増減双方に対応するとともに、IRRについても、事業者のリスク負担を踏まえて、10%から5～6%に見直すもので、官民のリスク分担の在り方全体を検討している。
- ・ 第7次エネルギー基本計画において、洋上風力を再エネの切り札と位置づけているが、中長期的にコスト競争力のある電源として確立することを前提に、上限価格の引下げを含め、導入拡大を進めることとしている。
- ・ 上限価格の水準については、29円を前例とせず、中長期的な価格の低減を見据えながら、精緻な議論の中で設定していきたい。
- ・ 価格調整スキームの導入により着工時期を遅らせるインセンティブが生じるのではないかと懸念については、支援期間が短縮されることに加えて2程度の保証金の増額を受け入れることが前提であり、遅延のインセンティブは生じないものと考えている。
- ・ 過去ラウンドについては、公募時の上限価格を超えないことを確認し、価格調整の上限を40%として、超過した場合には一律支援をしないこととして整理したい。
- ・ 落札価格、40%の価格調整後の価格、保証金の総額について、全て公表資料から算出可能であるものの、一覧に整理した資料を事務局で作成し、各委員に御確認いただいたうえで、参考資料として委員会HPで公表させていただく。
- ・ 長崎の西海市のコストが高い要因としては、岩地盤でジャケット方式であることが主な理由。
- ・ コスト効率的な案件から開発されていくことが前提であり、今後の上限価格等を御審議いただきたい。

委員長

- ・ 40%とする事務局の提案に賛同いただいた。
- ・ 対象海域の落札価格等を整理した一覧表の資料について、事務局において作成いただくようお願いしたい。

<「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針に関する意見（案）」について>

委員長

- ・ 本意見について、委員からの特段の指摘は無く、原案のとおり、本委員会として決定することとした。